

第 116 回丹波市議会定例会

自 令和 3 年 2 月 24 日

至 令和 3 年 3 月 26 日

議案審議資料

(No. 3)

【目次】

- | | |
|----------------------------------------------------|---------|
| ①議案第51号 (新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険
税の減免に関する条例改正) | ・・・ 1～4 |
| ②議案第52号 (新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の
減免に関する条例改正) | ・・・ 5～7 |

議案第51号

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が一定程度下がることが見込まれ、著しく担税力が低下した者に係る国民健康保険税の減免を行ってきたが、新型コロナウイルス感染症の流行に収束の兆しが見えないことから、令和3年度分の国民健康保険税についても減免対象とするため、提案するものである。

2 改正の概要

- (1) 減免対象保険税額について、対象となる国民健康保険税の納期の末日を令和4年3月31日までに改める。
- (2) 条例の有効期限を令和3年3月31日から令和4年3月31日に改める。
- (3) 字句の修正を行う。

3 施行日

公布の日

4 新旧対照表

別紙のとおり

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例（令和2年丹波市条例第39号）

新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例 令和2年6月26日 条例第39号 改正 令和3年3月9日条例第6号 （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 減免対象保険税額 令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税の額のうち、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期の末日（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する税額をいう。</p> <p>(2) 対象保険税額 減免対象保険税額に、世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）に係る前年の所得額（減少が見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）を乗じ、当該世帯の主たる生計維持者及び世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額で除した額をいう。</p> <p>(3) 合計所得金額 法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の額とする。）の合計額をいう。</p> <p>（減免）</p> <p>第3条 市長は、新型コロナウイルス感染症により、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯につき、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合に、当該納税義務者に対して課した減免対象保険税額を免除する。</p> <p>2 市長は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯につき、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の各号のいずれにも該当する世帯については、対象保険税額に、次の表の左欄に掲げる前年の合計所得金額の区分に応じ、同表右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た額を減免する。</p> <p>(1) 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例 令和2年6月26日 条例第39号 改正 令和3年3月9日条例第6号 （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 減免対象保険税額 令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分の国民健康保険税の額のうち、令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期の末日（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する税額をいう。</p> <p>(2) 対象保険税額 減免対象保険税額に、世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）に係る令和元年の所得額（減少が見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）を乗じ、当該世帯の主たる生計維持者及び世帯に属する全ての被保険者につき算定した令和元年の合計所得金額で除した額をいう。</p> <p>(3) 合計所得金額 法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「令」という。）第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額（法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の額とする。）の合計額をいう。</p> <p>（減免）</p> <p>第3条 市長は、新型コロナウイルス感染症により、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯につき、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合に、当該納税義務者に対して課した減免対象保険税額を免除する。</p> <p>2 市長は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯につき、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の各号のいずれにも該当する世帯については、対象保険税額に、次の表の左欄に掲げる令和元年の合計所得金額の区分に応じ、同表右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た額を減免する。</p> <p>(1) 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が令和元年の当該</p>

事業収入等の額の10分の3以上であること。

(2) 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。

(3) 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

前年の合計所得金額	減免の割合
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1000万円以下	10分の2

3 前項の規定に該当する世帯のうち、主たる生計維持者の事業収入等の減少する原因が、事業等の廃止や失業による場合には、同項中「次の表の左欄に掲げる前年の合計所得金額の区分に応じ、同表右欄に掲げる減免の割合」とあるのは、「10分の10」とする。

(特例対象被保険者等の適用除外)

第4条 令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等に該当する者については、前条の規定は適用しない。ただし、令第29条の7の2第1項の規定の適用を受けた上で、その他の事由により給与収入以外の事業収入等の減少が見込まれ、かつ、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、前条第2項第2号の前年の合計所得金額を算定するときは令第29条の7の2第1項の規定の適用を受けた所得金額を用いるものとし、前条第2項の表の前年の合計所得金額を算定するときは令第29条の7の2第1項の規定の適用前の所得金額を用いるものとする。

(減免申請)

第6条 第3条の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(減免の取消し)

第8条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により減免を受けた者があると認めるときは、遅滞なく減

事業収入等の額の10分の3以上であること。

(2) 世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額が1,000万円以下であること。

(3) 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること。

令和元年の合計所得金額	減免の割合
300万円以下	10分の10
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1000万円以下	10分の2

3 前項の規定に該当する世帯のうち、主たる生計維持者の事業収入等の減少する原因が、事業等の廃止や失業による場合には、同項中「次の表の左欄に掲げる令和元年の合計所得金額の区分に応じ、同表右欄に掲げる減免の割合」とあるのは、「10分の10」とする。

4 令和3年度分の国民健康保険税に係る対象保険税額の減免については、前条第2号、第2項及び前項並びに次条第2項中「令和元年」とあるのは「令和2年」と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等の適用除外)

第4条 令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等に該当する者については、前条の規定は適用しない。ただし、令第29条の7の2第1項の規定の適用を受けた上で、その他の事由により給与収入以外の事業収入等の減少が見込まれ、かつ、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、前条第2項第2号の令和元年の合計所得金額を算定するときは令第29条の7の2第1項の規定の適用を受けた所得金額を用いるものとし、前条第2項の表の令和元年の合計所得金額を算定するときは令第29条の7の2第1項の規定の適用前の所得金額を用いるものとする。

(減免申請)

第6条 第3条の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税のうち、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期の末日(特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日)が到来するものにあつては令和3年3月31日までに減免申請書を市長に提出しなければならない。

(減免の取消し)

第8条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により減免を受けた者があると認めるときは、遅滞なく減

免を取り消すものとする。

附 則

(有効期限)

2 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定は、令和8年3月31日まで、なおその効力を有する。

免を取り消すものとする。

附 則

(有効期限)

2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条の規定は、令和9年3月31日まで、なおその効力を有する。

議案第52号

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案の趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が一定程度下がることが見込まれる第1号被保険者に対し、介護保険料の減免を行ってきたが、新型コロナウイルス感染症の流行に収束の兆しが見えないことから、令和3年度分においても、引き続き第1号被保険者の負担軽減を図るため、提案するものである。

2 改正の概要

- (1) 減免対象保険料額について、対象となる介護保険料の納期の末日を令和4年3月31日までに改める。
- (2) 保険料算定の基準となる合計所得金額に係る規定について、平成30年度及び令和2年度の税制改正に対応するよう改める。
- (3) 条例の有効期限を令和3年3月31日から令和4年3月31日に改める。
- (4) 字句の修正を行う。

3 施行日

公布の日

第2条第3号の改正規定は、令和3年4月1日

4 新旧対照表

別紙のとおり

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関する条例（令和2年丹波市条例第42号）

新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関する条例 令和2年6月26日 条例第42号 改正 令和3年3月9日条例第6号 （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 減免対象保険料額 <u>令和元年度分及び令和2年度分</u>の介護保険料の額のうち、令和2年2月1日から<u>令和3年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期の末日（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する保険料額をいう。</p> <p>(2) 対象保険料額 減免対象保険料額に、世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）に係る<u>前年</u>の所得額（減少が見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）を乗じ、当該世帯の主たる生計維持者の<u>前年</u>の合計所得金額で除した額をいう。</p> <p>(3) 合計所得金額 地方税法（昭和25年法律第26号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項_____又は第36条の規定の適用がある場合は、当該合計所得金額から介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額_____とする。）をいう。</p> <p>（減免）</p> <p>第3条 市長は、新型コロナウイルス感染症により、被保険者の属する世帯につき、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合に、当該被保険者に対して課した減免対象保険料額を免除する。</p> <p>2 市長は、新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯につき、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の各号のいずれにも該当する場合は、対象保険料額に、次の表の左欄に掲げる<u>前年</u>の合計所得金額の区分に応じ、同表右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た額を減免する。</p> <p>(1) 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関する条例 令和2年6月26日 条例第42号 改正 令和3年3月9日条例第6号 （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 減免対象保険料額 <u>令和元年度分、令和2年度分及び令和3年度分</u>の介護保険料の額のうち、令和2年2月1日から<u>令和4年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期の末日（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する保険料額をいう。</p> <p>(2) 対象保険料額 減免対象保険料額に、世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）に係る<u>令和元年</u>の所得額（減少が見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額）を乗じ、当該世帯の主たる生計維持者の<u>令和元年</u>の合計所得金額で除した額をいう。</p> <p>(3) 合計所得金額 地方税法（昭和25年法律第26号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、<u>第35条の3第1項</u>又は第36条の規定の適用がある場合は、当該合計所得金額から介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、<u>当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。</u>）をいう。</p> <p>（減免）</p> <p>第3条 市長は、新型コロナウイルス感染症により、被保険者の属する世帯につき、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った場合に、当該被保険者に対して課した減免対象保険料額を免除する。</p> <p>2 市長は、新型コロナウイルス感染症の影響により、被保険者の属する世帯につき、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、次の各号のいずれにも該当する場合は、対象保険料額に、次の表の左欄に掲げる<u>令和元年</u>の合計所得金額の区分に応じ、同表右欄に掲げる減免の割合を乗じて得た額を減免する。</p> <p>(1) 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填</p>

されるべき金額を控除した額)が前年 の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

- (2) 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年 の所得の合計額が400万円以下であること。

前年 <u> </u> の合計所得金額	減免の割合
200万円以下であるとき	10分の10
200万円を超えるとき	10分の8

- 3 前項の規定に該当する世帯のうち、主たる生計維持者の事業収入等の減少する原因が、事業等の廃止や失業による場合には、同項中「次の表の左欄に掲げる前年 の合計所得金額の区分に応じ、同表右欄に掲げる減免の割合」とあるのは、「10分の10」とする。

(減免申請)

第5条 第3条の規定により介護保険料の減免を受けようとする者は、減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(減免の取消し)

第7条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により減免を受けた者があると認めるときは、遅滞なく減免を取り消すものとする。

附 則

(有効期限)

- 2 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定は、令和5年3月31日 まで、なおその効力を有する。

されるべき金額を控除した額)が令和元年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

- (2) 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること。

令和元年の合計所得金額	減免の割合
200万円以下であるとき	10分の10
200万円を超えるとき	10分の8

- 3 前項の規定に該当する世帯のうち、主たる生計維持者の事業収入等の減少する原因が、事業等の廃止や失業による場合には、同項中「次の表の左欄に掲げる令和元年の合計所得金額の区分に応じ、同表右欄に掲げる減免の割合」とあるのは、「10分の10」とする。

- 4 令和3年度分の介護保険料に係る対象保険料額の減免については、前条第2号並びに第2項及び前項中「令和元年」とあるのは「令和2年」と、第2項の表中「200万円」とあるのは「210万円」と読み替えるものとする。

(減免申請)

第5条 第3条の規定により介護保険料の減免を受けようとする者は、減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 令和元年度分及び令和2年度分の介護保険料のうち、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期の末日(特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日)が到来するものにあつては令和3年3月31日までに減免申請書を市長に提出しなければならない。

(減免の取消し)

第7条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により減免を受けた者があると認めるときは、遅滞なく減免を取り消すものとする。

附 則

(有効期限)

- 2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条の規定は、令和6年3月31日 まで、なおその効力を有する。